

第3回 大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会 議事要旨

日 時：令和8年1月22日（木）10：00～11：50

場 所：大阪港湾局 第8・9会議室

出席者：委員）重松委員（会長）・森委員（WEB 参加）・加藤委員・平山委員・諏訪委員・塩見委員

まとめ

（１）会長の選任について

委員の互選により重松委員が会長に選任された。

会長の職務を代理する委員として、重松会長の指名により森委員が選任された。

（２）これまでの審議内容について

事務局より、大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変遷、全体スケジュール、第2回審議会の委員意見と対応について説明した（資料１）

[主な意見]

・なし

（３）大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更成案）の提示

事務局より、パブリックコメント（府民意見等）の募集について、パブリックコメント（府民意見等）と対応、関係市町照会の結果と対応、海岸保全基本計画（変更成案）の概要について説明した（資料２、３）

[主な意見]

- ・ 今回の海岸保全基本計画の変更で何を見直したか、計画変更のポイントとして計画本文中の冒頭で整理すること。
- ・ 変更成案の「台風の強大化」という文言について、気候変動により何が変化するか正確な表現で記載すること。
- ・ 海面上昇量と想定台風の設定や強度変化を計画本文中に明記し、次回の見直しの際に更新すべき箇所を明確にすること。
- ・ 資料全般で用いられている「２ 上昇シナリオ」について、正確に「RCP2.6 シナリオ（２ 上昇に相当）」というような記載にしたほうがよい。
- ・ 今回変更成案に追加した P.43 記載の＜生物の生息環境創出のための施策＞の内容が、他頁の内容と重複しているため、考え方が一貫しているか確認すること。
- ・ 気候変動の適応策として堤防の改良を実施する際は、設計時において防護のみならず環境面にも配慮いただきたい。
- ・ 今後、気候変動により変化すると想定される自然環境に対しては、その環境変化にも適応しつつ、海岸環境の整備と保全に努めていくことも視野に入れるべき。

（審議結果）

「気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更」の趣旨については、審議会として適切であると確認。委員意見を踏まえ修正する変更成案は会長預かりとし、事務局において適宜修正を行った後、大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会として、速やかに大阪府知事に対して答申を行う。

（３）大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更成案）の提示

今回の海岸保全基本計画の変更で、何を見直したのか明確になっていない。具体的には、変更成案 P.（５）の＜令和２年１１月海岸保全基本方針（変更）のポイント＞にて、例えば「海面水位の上昇に加えて、台風の強度変化を考慮して潮位偏差と波浪についても将来変化を考えた」等の内容が、計画変更のポイントとして冒頭にあるとよい。

変更成案の全般で用いられている「台風の強大化」という文言について。気候変動の影響で台風強度が変化し、計画天端高が高くなる直接的な要因は、潮位偏差・波浪の増大であるため、「台風の強大化等による潮位偏差や波浪の増大」などと記載する方がよい。

変更成案の全般で用いられている「台風の強大化」という文言について。現在、科学的に議論されているのは、台風の数と強度の変化だけであり、大きさの変化については知見がない。「台風の特性変化」「台風の強度の変化」等の表現で、気候変動により何が変化するかを正しく記載した方がよい。

計画本文中に海面水位の上昇量と想定台風の強度変化量を明記した方がよい。将来変化量は、恐らく十年ごとくらいに見直されることが想定されるため、次回の見直しの際に更新すべき箇所を分かりやすくした方がよい。具体的には、海面水位の上昇量については、基準年を何年に設定し、それに対して２１００年時点で０.４ｍ上昇を想定することの記載。また、海面水位の上昇については、すでに検知されているため、２０２５年時点で既に何 cm 上昇しているということを明記した方がよい。

想定台風の記載が、参考資料にしか記載されていないのは分かりにくい。具体的には、変更成案 P.36 の表 1.2.1 高潮・波浪、侵食に関する防護水準について、どういう想定条件でこの予測値を得たかを計画本文中に記載した方がよい。一方、次頁 P.37 の表 1.2.2 津波に関する防護水準には、対象地震が明記されている。

資料全般で「２ 上昇シナリオ」という文言が使用されているが、これは、RCP2.6 に該当するため、資料の冒頭で正確に「RCP2.6 シナリオ（２ 上昇に相当）」というような記載にしたほうがよい。

今回変更成案に追加した P.43 の＜生物の生息環境創出のための施策＞の内容が、他頁の記載内容と重複しており混乱を招く可能性がある。現状認識、課題設定、基本方針、施策という一連の流れで、考え方が一貫しているかを確認すること。

気候変動の適応策として堤防の改良を実施するのであれば、現場の設計においては、断面・法線の設定や養浜など、景観や環境面でもプラスになるような防護と環境の相乗効果にも配慮いただきたい。

変更成案では、気候変動による自然環境の変化が想定されるため、海岸環境を保全していくと記載しているが、将来、自然環境を人間の力で保全できるとは限らない。そのため、「適応」というような文言もあってもよいのでは。